

幸松こうまつの地名ちめい（上）

幸松地区は低湿地帯であった。古代からの史料等によると、利根川（古利根川）・太日川（庄内古川）沿いに國府に通じる街道が通過していたことが推定される。

考古時代については、今後発刊される「春日部市史第一巻考古資料編」によらなければ詳細は判明しないが、この地域でたとえば不二山（古い利根砂丘）・百余尊・燈明台跡・古海道に沿った駅名（ウマヤ）等についての伝説がある。

この地区は、古代には下総國八島郷に属し、中世には下河辺庄や田宮庄に属していた。近世からは小湊村・八丁目村・不動院野村・樋籠村は幸手領に属し、牛島村・新川村・樋堀村は松伏領に属した。

徳川氏入國後検地が行なわれて、幕府直轄（天領）・旗本知行地・寺社領が定められた。天領には樋籠村・樋堀村・新川村・牛島村・不動院野村が、知行地には小湊村・八丁目村が酒井日向守に、寺社領には小湊村と不動院野村の中に浄春院（十石）・不動院（百石）があたえられて統治された。

明治初期に廃藩置県の制によって葛飾県に属し、明治四年埼玉県に属した。

明治十七年に聊合戸長制度が定められ、樋籠村戸長田中源太郎が聊合戸長に就任し区域内七カ村が連合して八丁目村に聊合戸長役場を設置した。

明治二十二年町村制が施行され七カ村を合併して一村を設置することになった。

村の名称についてさまざま協議されたが紛糾してなかなか整わず、村会の席上で五丁田に住む染谷安右衛門氏より「この地域は幸手領と松伏領の境にあり、二領の区域の一部分が合併するところから、それぞれの領名の頭字を採って『幸松村』としてはどうか」と発言があり、村会の意見が一致したので「幸松村」が誕生したと伝えられている。

幸松村の誕生により各村はそれぞれ大字名となった。

昭和二十九年七月一日、町村合併促進法に基づいて市制が施行され春日部市となり、幸松の村名は地区名として利用されるようになった。この地区では農民生活共同体として、つぎの集落名が使用された。

▽八丁目：本村・新田・五丁田

▽小湊：本村・島株

▽不動院野：徳右衛門・六右衛門・四郎右衛門・茂兵衛・久太郎・修理・掃部之助・善兵衛・長左衛門・嘉右衛門・次郎
右衛門各耕地

▽樋籠：柳原・樋堀・向島

▽新川：十二間・上手・橋本・大畑・小畑

牛島と樋堀は、集落名は付されていない。